

矢川複合公共施設新築工事（建築工事）請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 国立市長 永見理夫

（説明） 矢川複合公共施設新築工事（建築工事）を施工するに当たり、契約内容の一部を変更する必要があるので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年4月国立市条例第9号）第2条の規定に基づき、提案するものである。

矢川複合公共施設新築工事（建築工事）請負変更契約の締結について

矢川複合公共施設新築工事（建築工事）（令和3年6月4日議決、令和4年6月6日変更議決）の一部を下記のとおり変更する契約を締結する。

記

- 1 工期 「本契約確定日の翌日から令和4年10月31日まで」を「本契約確定日の翌日から令和4年12月28日まで」に変更する。
- 2 変更理由 新型コロナウイルスの感染拡大等に起因する木材の供給不足の影響によ

り、床材の納品が遅延しているため、工事請負契約約款第20条第1項に基づき、工期を延長する。